

令和4年6月定例会 経済委員会（付託）

令和4年6月21日（火）

〔委員会の概要 商工労働観光部関係〕

原委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（10時37分）

これより、商工労働観光部関係の審査を行います。

商工労働観光部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることといたします。

【報告事項】

- 株式会社コート・ベール徳島の経営状況について（資料1）

梅田商工労働観光部長

この際、1点、御報告申し上げます。

株式会社コート・ベール徳島の経営状況についてでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

第三セクター方式で運営しております株式会社コート・ベール徳島の令和3年度決算につきましては、今定例会の開会日に地方自治法第221条第3項の法人の経営状況を説明する書類として配付させていただいておりますが、その概要につきまして御報告いたします。

1の来場者数につきましては、令和2年度と比較し0.9パーセント減の4万7,158人となり、2の損益計算書、4、当期純利益につきましては2,594万3,127円の黒字となっております。

県といたしましては、今後とも議会に経営状況を御報告し、県民に開かれた経営に努めてまいります。

報告事項につきましては、以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

原委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

喜多委員

今回の目玉であります徳島グルメプレミアムクーポン券についてお尋ねいたします。

6月定例会の先議案件でありました「とくしまグルメ」プレミアムクーポン事業について、予算が既に成立いたしました。8月1日の事業開始に向けた現在の準備状況とスケジュールについてお願いいたします。

出口商工政策課長

ただいま喜多委員より、「とくしまグルメ」プレミアムクーポン事業のスケジュールについてお問合せがございました。

本事業につきましては、長引くコロナ禍で影響を受ける外食産業の需要の拡大による事業の継続と回復、また安全・安心な外食の場の利用拡大を図ることを目的に予算をお認めいただいたところでございます。事前委員会でも御報告させていただいた県内事業者の実態調査のとおり、現在、県内中小企業の経営環境はコロナの影響に加え、燃油・原材料価格の高騰がのし掛かっており回復への影響が非常に危惧される状況になっていることから、このプレミアムクーポン事業の早期着実な遂行、実施が何よりも重要と認識しております。

そこで、開会日6月14日に先議でお認めいただいたことから、直ちに県のホームページにおいて本事業への飲食店の参加募集を6月15日から開始させていただきました。同時に、事業運営に係る委託事業者の公募も実施し、昨日6月20日、事業選定委員会において運営事業者を決定したところでございます。

現在、運営事業者との間でプレミアム食事券の特設ホームページであるとか、発券から回収、プレミアム分の給付までの事業スキームなどを詰めているところでございます。

また、本事業への飲食店の参加を広く募集するため、参加資格を有するガイドライン実践飲食店に対し、募集通知を個別にダイレクトメールで発送させていただくとともに、本日6月21日に県民又は飲食店の皆様からの事業への問合せに対応させていただく特設のコールセンターを設けさせていただきました。

今後、6月23日にはこの特設ホームページを開設、公開させていただいて、飲食店の皆様からの参加はオンラインと郵送申込みの二通りでございますけれども、その全県展開を図っていこうと考えております。

来る7月8日までは、受理させていただいた飲食店、参加していただく飲食店のお名前をこの特設ホームページ内で公開し、広く県民の皆様からの食事券購入の受付を開始させていただきたいと考えております。

その後、7月25日月曜日に応募いただいた皆さんの抽選を実施させていただきまして、食事券購入に要する予約券を個別に県民の皆様へ郵送させていただき、8月1日からの食事券の購入、御利用というスケジュールになっております。

喜多委員

6月14日に決定してから早々にいろいろと準備を進められていることはすばらしいと思います。短い準備期間ではございますけれども、事業者や県民に対する情報発信、周知にこれからも努めていただきたいと思います。

次に、国のGoToイート事業では、飲食店のうち接待を伴う料亭やスナックは除外されていたということになっておりますけれども、今回のプレミアム食事券での取扱いについて説明をお願いいたします。

出口商工政策課長

ただいま喜多委員より、飲食店の種類、特に接待を伴う飲食店の取扱いについての御質問を頂いております。

国のG o T o イート事業におきましては、日本標準産業分類76番にございます飲食店に該当する飲食店でございまして、委員御指摘のとおり客への接待ないし遊興などを伴う飲食店においては、国のG o T o イート事業では対象外とされておりました。

一方、県のプレミアム食事券では、感染拡大防止対策に協力を頂いているガイドライン実践店であることを条件に、事業への参加につきましては可能な限り幅広いこの76分類に分類された飲食店から募ってまいりたいと考えております。

そこで、風営法の対象となる接待を伴う料亭やスナックにつきましても本事業には参加していただきまして、飲食業界全体でこの業界の景気、売上げ回復を図ってまいりたいと考えております。また、現在県内でも増加しております移動販売店、いわゆるキッチンカーやたこ焼き屋等の軽食、またタピオカドリンクなどの各種飲料などを扱う飲食店におきましても、その場で食事の場、イートインが設けられておれば対象としたいと考えております。ただし、その場での飲食を基本としない運営形態である、例えば中食というふうな言葉がございますけれども、宅配ピザなどのデリバリー専門店やお寿司などのお持ち帰り専門店などにつきましては、国のG o T o イート事業と同様に、今回の外食事業の拡大とは若干なじまないと考えておまして、対象外として取り扱わせていただきたいと思います。

喜多委員

説明を頂きましたように、接待を伴う社交飲食の場についても該当するというので、これまでも長い間積極的に県の施策であるガイドライン実践店の普及や営業時間の短縮に協力した業界であることから、よかったなあという思いがいたしております。

最後に、仮に食事券が残った場合、2回目又は3回目となる申込みのチャンスをどのようにするのか、お願いいたします。

出口商工政策課長

ただいま喜多委員より、残数が生じた場合の取扱いについての御質問でございます。

まず、本事業では多くの飲食店から御参加を頂きまして、また多くの県民の皆様は徳島県の多様な飲食店の食を味わっていただきたいと思いますと考えております。そこで、お認めいただきました事業予算を最大限活用させていただきまして、外食産業の事業の継続と業況の回復を確かなものへとつなげてまいりたいと考えております。

まず、8月1日月曜日からの利用開始に向け、外食関係の業界団体の皆様をはじめ商工関係団体や市町村の皆様は御協力も得ながら、この事業の趣旨であるとか制度を普及し周知を図ってまいりまして、できる限りの売上げといたしますか、食事券の購入につなげてまいりたいと考えております。

その上で、7月25日の抽選の結果、食事券に残数が出た場合につきましては、かつてのG o T o イートと同様に第2回以降の追加販売なども積極的に検討していきたいと考えております。

喜多委員

前と比べて発売枚数が非常に多いので、残った場合も続けてやるということです。これからも頑張っていたきたいと思います。

コロナの関係で2年余りというか3年目を迎えております。街へはめったに行かんのですけれども、飲食街も含めて本当に寂しい街になっております。その上に、昨年からエネルギー価格、原材料の高騰が大変だということが言われております。今回のプレミアム食事券の事業が外食産業の経営改善を後押しするように、私も大いに期待しております。

次に、観光庁の地域観光事業支援を活用した、みんなで！とくしま応援割についてお伺いいたします。

昨日、6月30日から7月14日まで期限を延長するとの発表がありました。これまで全国的な感染状況を見ながら終期の延長を繰り返してきましたが、全国的に感染状況に落ち着きが見られる中、国のGoToトラベル再開に非常に期待が寄せられているところでございます。

そのような中、7月以降の観光需要喚起策について新たな観光需要喚起策を実施する旨の報道がなされておりますが、県としてはどのように対応するのか、お伺いいたします。

利穂観光政策課長

ただいま喜多委員から、観光庁が発表した、地域観光事業支援を活用した新たな全国を対象とした観光需要喚起策について御質問を頂きました。

去る6月17日に、観光庁から地域観光事業支援の新たな事業として、全国を対象とした旅行需要、観光需要喚起策が発表されたところでございます。

観光庁の発表によりますと、全国を対象とした観光需要喚起策につきましては、実施期間が7月前半から繁忙期を除く8月末まで、助成内容につきましては、割引率が40パーセント、割引上限額は交通付旅行商品が8,000円、その他が5,000円となっております。また、クーポン付与額につきましては、平日が3,000円、休日が1,000円となっております。

県としましても、現在この地域観光事業支援の制度を活用した新たなとくしま応援割の制度創出に向けて準備をしているところでございまして、県内の切れ目のない観光需要を喚起するとともに、観光誘客にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

喜多委員

繰り返しになりますけれども、8,000円と5,000円、そしてクーポンが3,000円と1,000円ということになっておるようでございます。

そして、この新たな全国を対象とした観光需要喚起策は、現在実施中のみんなで！とくしま応援割とどのような違いがあるのか、お尋ねをいたします。

利穂観光政策課長

ただいま喜多委員から、新たな全国を対象とした観光需要喚起策と、現在実施中のみんなで！とくしま応援割の違いについて御質問を頂いたところでございます。

みんなで！とくしま応援割につきましては、現在、本県を含む中四国ブロックと隣接県

を対象に7月14日宿泊分まで期限として実施しているところでございます。旅行代金の割引は宿泊、日帰り共に50パーセントで、割引の上限額は5,000円、クーポンの上限額につきましては2,000円となっております。

全国を対象とした観光需要喚起策につきましては、7月前半から8月までの期間として、対象を今度は全国へ拡大しまして旅行需要の分散、地方への観光に対する配慮の観点から、旅行代金の割引は40パーセント、上限額については交通付宿泊が8,000円、宿泊のみが5,000円で、クーポンの上限額につきましては平日が3,000円、休日が1,000円となっております。

今後、全国を対象とした観光需要喚起策の実施や徳島県版G o T oトラベルなどの実施の際につきましては、引き続き宿泊施設や観光施設の皆さんに対しまして感染防止の徹底をお願いするとともに、お客様の感染防止の御協力の周知徹底を併せてお願いしたいと考えております。また、この制度が頻繁にころころと変わっていることもございますので、丁寧に周知、説明をしてまいりたいと考えております。

今後とも全国の旅行者の皆様方に安心して旅行を楽しんでいただけますよう、観光誘客の促進と感染防止の両立を図ってまいりたいと考えております。

喜多委員

7月以降8月末まで、全国を対象とした観光需要喚起策を実施することになると思いますが、それ以降はどうなっておりますでしょうか。

利穂観光政策課長

ただいま喜多委員から、全国を対象とした観光需要喚起策の終了後についての御質問を頂いております。

現時点におきましては、観光庁から9月以降の観光需要喚起策の具体的なスケジュール等は示されておりません。県におきましては、国の地域観光事業支援を活用した、全国を対象に都道府県が実施する徳島県版G o T oトラベルにつきましては、令和4年度の当初予算におきまして37億7,000万円の御承認を頂いたところでございますが、実施時期は未定となっております。

また、国におきましても、令和2年12月に運用を停止した全国を対象としたG o T oトラベルの再開を予定しておったのですが、こちらの再開時期についても未定のままとなっているところでございます。

なお、今回、観光庁から示された全国を対象とした観光需要喚起策につきましては、みんなで！とくしま応援割終了とG o T oトラベル再開までの間をつなぎます観光需要の急激な減少を避けるソフトランディングに向けた中間施策と位置付けておるところでございます。

喜多委員

まずは、新たな全国を対象とした観光需要喚起策の切れ目のない実施に向け、しっかりと準備を進めていただけますようお願いいたします。

また、今回の本会議でも質問させていただきましたが、地域連携DMOの連携による周

遊性を高める取組や情報発信の強化について、本会議で御答弁を頂きました。

一方で、来月から全国へと広がる観光需要喚起策が実施されるとのことで、より迅速な観光PRも必要と思いますが、どのような取組で対応されるのか、お伺いいたします。

利穂観光政策課長

ただいま喜多委員から、全国を対象とした観光需要喚起策の実施に対応したより迅速な観光PRが必要ではないかとの御質問を頂いております。

アフターコロナを見据えましてスタートダッシュが切れますよう、県としましては、去る5月31日、東京におきまして本県単独のオール徳島観光商談会を完全リアルでは3年ぶりに開催したところでございます。県内からは宿泊業者や土産物店等の観光旅行業者様、地域観光を推進するDMO、イーストとくしま観光推進機構など29団体が、それから首都圏の旅行会社からは25社、総勢200名を超える方々に御参加を頂きました。

県内事業者から参加された方からは、リアルの開催により途切れそうになったネットワークが再確認できたでありますとか、GoToトラベル再開に向けて迅速な開催であり旅行会社からは関心も高くよかったと、開催の決断に感謝したいなどのお声を頂いたところでございます。

また、知事自ら名だたる旅行会社のトップの方々に、サステナブルな旅のスタイルについてPRするとともに、地域連携DMOのプレゼンテーションや三番叟まわしの披露も行ったところでございます。旅行会社からは、サステナブルな旅のスタイルは徳島の強みになるので期待したいといったお声や、世界初の営業運行DMVや人形のムラのオープン、各種支援制度の最新情報を直接聞けてよかったというお声を頂きました。アフターコロナに向けまして、迅速かつ効果的なPRができたものと考えております。

また、大阪におきましても、去る5月23日に開催されましたJR四国の旅行商品説明会に参加しまして、在阪の旅行会社に対して私がプレゼンテーションを行ったほか、来る7月5日には農林水産部と連携しまして、京セラドームで開催されますプロ野球、オリックスバファローズの公式戦におきまして阿波おどりやスタチの提供に併せて観光PRも実施させていただく予定となっております。

さらには、8月のJALの札幌季節便就航に合わせまして、札幌市内のローソン2店舗におきまして、来る7月2日から9月24日まで期間限定のアンテナショップを開設いたします。期間中は地元連、札幌しのじ連による阿波おどりの披露やスタチのプレゼント、7月1日には札幌駅コンコースでの一般向けのPRや旅行会社、マスコミ訪問などを予定しております。県土整備部や農林水産部と連携した観光誘客PRに取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、10月に東京、大阪で開催される四国ツーリズム創造機構の商談会や、全国各地で開催される観光物産展に参加するなど、あらゆる機会を通じまして旅行会社、BtoBに対して、また一般消費者、BtoCに対しましてプロモーションを積極的に展開することにより、この全国を対象とした観光需要喚起策の効果が本県へ届きますよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

喜多委員

知事も含めて自ら東京そして大阪、札幌でプレゼンを行っておるということで、まだまだ全国的には徳島への観光の需要がちょっと少ないのではないかと思う中で、活発に活動されていることに敬意を表したいと思っております。

コロナが今ちょっと落ち着いておって二桁台で推移しておりますけれども、まだまだこれからどうなるか分からない状況がございます。観光復活に向けた動きも全国で活発になっており、徳島を選んでもらえるよう観光誘客活動も重要になってまいります。

今後とも感染防止を徹底した上で、厳しい環境に直面している宿泊業をはじめとした旅行関連事業者をしっかりと支援していただきたいと思っております。

最後に、本会議の立川議員の一般質問で、秋の阿波おどりが11月の5日、6日、土日に開催するとの知事答弁がありました。それについて、コロナの関係で、まだ半年先なので決まっていなくても分かりませんが、今のところどのような状況で開催するのか、決まっている分がありましたら御答弁をお願いします。

利穂観光政策課長

ただいま喜多委員から、秋の阿波おどりの件について御質問いただきました。

秋の阿波おどりにつきましては、現在のところ11月に開催されることになっています。

具体的な日程につきましては、11月5日、6日にアスティとくしまで開催される予定となっております。その内容につきましては、例年どおり阿波おどり大絵巻でありますとか、若手の学生さんたちが踊ります連でありますとか、その辺について、今、動画の阿波おどりの参加でありますとか、その辺ちょっと今、具体的に検討しているところでございます。

喜多委員

去年も秋の阿波おどりということで開催して、私も何回か見に行きましたけれども、来ていた人も本当に喜んでというか、切れ目のない阿波おどりの中で楽しんで見ていたように思います。できましたら、去年は飲食はなかったんですけど、また検討していただけたらより一層盛り上がるというか、阿波おどりってショーもすばらしい、阿波おどりを見るということもすごく大事でございますけれども、阿波の祭りということも含めてみんなが、子供さんからお年寄りまで踊りにも参加できるような、そして飲食も含めて祭り気分が盛り上がるような阿波おどりになってほしいということを要望して終わります。

梶原委員

まず、私は中小企業支援についてお伺いしたいと思っております。

本会議質問でも取り上げられていたんですけど、これからゼロゼロ融資の返済が始まって、経営者の皆さんが非常に気にされておられて、ますます企業の資金繰りがこれから難しくなるのを迎えるんです。

本会議の質問では、具体的な支援策を検討するという御答弁だったと思うんですが、具体的な支援についてはいつぐらいに発表されるのか、もし答えていただければお願いしたいと思っております。

三宅企業支援課長

ゼロゼロ融資の本格的な返済に係りまして、企業の資金繰りについての御質問でございます。

県では、令和2年5月に新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑みまして、新型コロナウイルス感染症対応資金、いわゆるゼロゼロ資金を創設いたしまして、同年4月に開始いたしました融資連動型給付金でございます新型コロナ対応企業応援給付金と併せまして、事業者の皆様の資金繰りを強力に支援してきたところでございます。

そのゼロゼロ資金の受付終了後におきましては、令和3年度10月に金融機関が事業者の皆様の経営改善に向けた継続的なサポートを行います伴走支援型経営改善資金を創設いたしまして、同年12月には支援機関と作成いたしました経営改善再生計画に基づいて事業再生を行います事業再生サポート資金を創設したところでございます。それらによりまして、引き続き資金のサポートを行っているところでございます。

また、商工会議所や商工会、よろず支援拠点などの支援機関と連携いたしまして、経営の専門家の御協力も頂いて経営支援を進めるとともに、金融機関等におきます相談会の実施等によって、個々の企業に寄り添ったきめ細かな支援を展開してきたところでございます。

しかしながら、最近感染者が減少して落ち着きを見せつつありますコロナ禍でございますが、今般の原油・原材料価格の高騰とか急激な円安の進行によりまして、事業者の皆様の厳しい経営状況が続いていることは出前相談等で承知しております。

それで、委員のお話のとおりゼロゼロ資金の据置期間終了に応じまして、実は3年という据置期間を置いてある事業者の皆様が多いこともございまして、令和5年度には順次、元本の返済が本格化してまいります。また、同年度には当初3年間の利子補給期間も終了するというところで、委員がおっしゃられるように、不安を抱く事業者の方々も少なくないとお聞きしております。

そこで、令和4年4月に原油・原材料価格高騰の対策として創設いたしました経済変動対策資金、ウクライナ情勢対策枠を昨今の急激な円安の進行とか原油・原材料の更なる高騰の進行によりまして、影響を受けて収益が悪化している事業者の皆様の資金繰りを支援するために、5月臨時議会で関連予算をお認めいただきまして、まず6月1日に経済変動対策資金物価高騰緊急対策枠として拡充いたしまして、現在、事業者の皆様の資金繰り支援に取り組んでいるところでございます。

今後とも、県内事業者の経営環境の悪化、新型コロナウイルス感染症の状況、物価の状況等を注視いたしまして、状況に応じて関連機関と連携しながら適時、経営と金融の両面で必要な支援策を講じていきたいと考えております。また、全国知事会を通しまして、償還期間の延長等を、国に政策提言していきたいと考えております。

また今後、国の補正予算とか令和5年度予算の概算要求等をはじめ、国の経済対策などについてもアンテナを高く情報の収集に努めまして、効果的な施策をタイムリーに講じてまいりたいと考えております。

梶原委員

5月臨時議会で決まった経済変動対策資金で、まずは対応されるということ、それと償

還期間の延長を求めていくということでしたので、その辺はしっかりとやっていただきたい。

あと、予算的には今後9月議会に向けて、またいろいろと新たな対策も状況を見ながらやっていただけるとのことです。今、企業の経営者の皆様はもう本当に倒産するか瀬戸際だというお声もよく聞くので、しっかりとやっていただきたいと思います。

それと、こうした支援策については、非常に気に掛けている経営者の方が多いんですけども、施策はいろいろと難しい部分もあって知らない方も多々おられるので、周知にもしっかりと力を入れていただきたいと思うのですが、その辺はどのように考えられていますか。

三宅企業支援課長

各施策の周知に関しましてでございます。

まず、金融関係の支援につきましては、事業者の皆様のお取引のあります金融機関等に御相談いただきましたら、最適な資金繰り関係の御相談に乗っていただけると思います。また、中小企業庁のほうで設置しておりますよろず支援拠点などの支援機関や、商工会議所、商工会等でも県の支援、制度融資等につきましても御存じでございます。もちろん県の企業支援課にも御相談いただければと思いますが、こちらのほうで御相談いただく。それと、県のほうでも機会があるごとに周知させていただいておりますけれども、Facebookやホームページは見ていただかないと分からないこともありますので、県の公式LINE、昨年度に作ったばかりですけれども、そちらも活用しながらプッシュ型の広報等に努めていきたいと思っております。

梶原委員

県の公式LINEの活用も考えられていると、非常にいい取組だと思いますので、その辺もしっかりとやっていただきたいと思っております。

次に、そういった経営状況が悪化する中で、今後ウイズコロナ、アフターコロナを見据えて、中小零細企業の経営状況のきめ細かな把握というのが絶対に必要になってくると思っています。県も様々な施策を打つ前に、アンケートとか様々やられているのは承知しているのですが、その辺はどういうふうに考えられているのか、教えていただきたいと思っております。

杉本商工政策課政策調査幹

ただいま、県内中小企業の経営状況の把握について御質問を頂きました。

社会経済情勢の変化に応じて企業の課題とかニーズについても変化してございます。委員お話しのとおり、経済施策を検討していく上で、まず実情、実態を把握することが重要であるということで、そのために適宜、県内企業の経営状況を把握していくことが重要であると認識しております。

商工労働観光部では、企業から業況であったり経営課題であったり、求める対策などをお聞きする出前相談並びに実態調査のアンケートを実施してございます。

さらには、日頃から直接企業に接して経営を支援しておりますとくしま産業振興機構で

ございますとか商工団体等からも情報を収集して、県内企業の経営状況の把握に努めているところでございます。

今年度については、新型コロナに加えまして原油・原材料高など、大きな経営環境の変化もございますので、既に2回調査を実施してございます。3月28日から4月11日にかけては出前相談、これは原油・原材料高騰の影響等を設問に盛り込みまして調査を実施いたしましたほか、5月20日から31日にかけても景況を中心にお聞きする実態調査のアンケートを行うなど、積極的な状況把握に努めているところでございます。

今後につきましても、様々な経済変動がございますので、そういったことを検討しながらいろんな設問を盛り込みながら調査を行ってまいりたいと考えてございます。

梶原委員

アンケート調査も取り組まれているということで、とくしま産業振興機構とか保証協会は県のOBの方も行かれていますので、そちらのほうはしっかりとした情報をお持ちだと思います。しっかり連携していただいて、とにかくきめ細かな状況を把握して、県の職員の方は忙しいと思うんですけどたまには現場にも行っていただいて、生の声を聞いていただくことが非常に大事かと思えます。そうしたら、的確な手の打ち方ができると思えますので、その辺もしっかりお願いしたいと思えます。

今お話ししましたけれども、とくしま産業振興機構がよろず支援拠点をやられています。私も時々利用させていただいていますけれども、この令和3年度のよろず支援拠点に満足しているかという調査では、満足、やや満足という方は94パーセントということで、非常に評価されているということでもあります。

でも、まだまだ中小零細企業の方は知らない方も多いので、これは国の中小企業庁の事業ですけれども、やはり県としてももっと力を入れてPRなり周知に努めていただきたいと思いますと思うんですが、所見をお伺いいたします。

三宅企業支援課長

よろず支援拠点の周知についての御質問でございます。

よろず支援拠点につきましては、中小企業の様々な経営課題の解決に向けてコーディネーターを配置しまして無料で経営相談に対応するとともに、必要に応じて商工団体等をはじめとする中小企業支援団体、金融機関、大学等につなぎまして中小企業に対する必要な支援をワンストップで行っている経営相談拠点として、中小企業庁が各都道府県に設置しているものでございます。

本県では、先ほど委員がおっしゃられたように、とくしま産業振興機構が国からの委託を受けまして徳島県よろず支援拠点を平成26年6月に開設しているところでございます。開設後は、事業者の方々や多くの方に御活用いただいております。令和3年度には中小企業基盤整備機構の公式発表によりますと来訪相談者数が延べ1,756者、相談対応件数5,426件と、相談者数や相談件数が年々拡大しているところでございます。

また、周知の面でも効果があると思うのですが、本拠地であります産業振興機構のオフィスだけではなくて、関係支援機関や各市町村の協力を得まして県内各地でサテライトの相談所や出張相談所を開設いたしまして相談会を実施してきているところでござい

ます。

県といたしましても、これまで事業者等から寄せられました経営相談につきましては、よろず支援拠点を紹介し相談対応していただいたり、各支援機関が一堂に会して会議いたします徳島県よろず支援連絡会議の場でも県の施策等を周知するなど積極的に活用してきたところでございます。

よろず支援拠点の周知につきましては、これまでも事業者への紹介や拠点が開催するセミナーについて、企業活動応援メールで周知広報などをしてきましたけれども、中小企業や小規模事業者において、現在の厳しい経済情勢の中、事業展開していく上で経営支援の要となります重要な支援機関であることから、県としても会合などの機会を捉えて周知させていただくとともに、先ほども申しました県の公式SNS等を活用して更に周知に努めてまいりたいと思います。

梶原委員

ポッポ街の所に支援拠点の拠点がありませんけれども、知らない人が本当に多いと思いますので、またSNSを活用してしっかり周知に努めていただきたいと思います。

次に、原材料価格高騰の関連です。この前、企業の経営者の方から聞くと、特にアスファルトの高騰であるとか、また燃油価格も上がっておりまして、ある会社では去年と比べたら5,000万円ぐらいの負担増になっていると。今申しましたアスファルトについても、1年間で4割ぐらい価格が上がっているということで、いろいろ経営に深刻な影響が出ているというお話を聞きました。

それで、様々な施策は直接的なこの売上げの減少に対して手を打っていかれると思うんですけれども、原材料の高騰で利益が圧迫されている、全体の売上げが減るだけじゃなくて利益がどんどん縮小されている面から言うと、この原材料価格の推移がどういうふうになっているかっていうのを、県としてしっかりと把握して分析していただいて、また支援に結び付けていただくことも必要かと思うんです。その辺はどのように考えているのか、考えをお聞かせいただきたいと思います。

三宅企業支援課長

原材料価格の高騰に伴う収益の悪化に対する企業の支援についての御質問でございます。

県では、今年4月に県の融資制度、経済変動対策資金について、原材料価格の高騰等により収益が悪化した事業者を対象としたウクライナ情勢対策枠を創設いたしまして、厳しい経営状況におかれています事業者の支援を図ってまいったところでございます。

先ほども答弁したとおり、更なる急激な円安の進行、委員がおっしゃられたようにアスファルト等の原材料価格の高騰による収益の悪化が広がる中、春に出前相談等で事業者の皆様からも原材料価格の高騰によって収益が悪化しているというお声もお聞きしております。

5月臨時議会で予算をお認めいただきまして、ウクライナ情勢対策枠を拡充し物価高騰緊急対策枠を創設しまして、6月1日から資金繰り支援の強化に取り組んでいるところでございます。こちらにつきましては、6月1日に創設して受付を開始したところでござい

ますが、もう既に融資の実行等も行われておりまして、ある程度の資金需要に对应されているのではないかと考えているところでございます。

また、原油・原材料価格高騰の長期化を見据えまして、DX、GXに取り組みます事業者が県の制度融資でございますDX促進資金又はGXビジネス資金の融資を受けまして設備投資を行うことで、労働生産性の向上とかカーボンニュートラルに資する経営への転換を促進して経営体質の強化に資する取組を行ったところに補助いたします、DX、GXによる経営転換促進補助金を同じく5月臨時議会でお認めいただきまして、先週6月13日から受付を開始しているところでございます。

委員お話しのとおり、原材料価格の高騰が事業者の収益の悪化を招きますことから、今後とも各業界におけます景況調査を注視いたしまして、事業者の皆様からのお声をお聞きしながら施策に反映いたしまして、事業者の事業継続に向けた取組を支援してまいりたいと思います。

梶原委員

今おっしゃったDX、GXを使った経営への取組、転換というのも非常に大事な視点だと思いますので、様々な視点から企業をバックアップしていただきたいと思います。

次に、コロナ禍で長引く大変な状況ですけれども、雇い止めとか不当解雇の相談状況というのはどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

井上労働雇用戦略課長

ただいま、雇い止めや不当解雇の相談状況について御質問を頂きました。

県におきましては、労働相談の窓口といたしまして労働雇用戦略課内に相談窓口を設置いたしまして、職員3名体制で総合労働相談を実施しております。

また、徳島県労働者福祉協議会に仕事なんでも相談室を設置いたしまして、夜間、休日における労働相談、また徳島県労働相談ネットという専用のホームページを開設いたしまして、メールによる労働相談にも対応しているところでございます。

令和3年度の相談実績については計1,833件の労働相談がございまして、その中におきまして解雇、退職勧奨に関するものにつきましては170件の相談があったところでございます。この解雇、退職勧奨の相談件数の推移については、平成30年度が171件、令和元年度が164件、令和2年度が218件となっており、先ほど申しました令和3年度が170件となっております。令和2年度は、令和元年度等に比べますと約50件ほど増加しているところでございますが、令和3年度は平成30年度や令和元年度とほぼ同じ数字となっているところでございます。

今後とも、解雇、退職勧奨をはじめとした労働相談につきましては、労働局や労働基準監督署など関係機関ともしっかりと連携いたしまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

梶原委員

分かりました。県でも相談窓口があるということで、しっかりその周知をしていただくことと、やはり企業も雇用調整助成金の延長でようやく生き長らえているという企業も本

当にたくさんございます。そうした中で、会社から雇い止めとか不当に解雇されたとか、そういう様々なお声も聞くので、その辺はしっかりとフォローしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、観光政策についてお聞きしたいと思ひます。

今、国のほうで外国人観光客の1日の受入れが2万人に引き上げられました。今のところ、添乗員同行のパッケージツアーに限定されているということですが、徳島県の観光客の入り込み状況はどうなっているのか、教えていただきたいと思ひます。

泉観光政策課広域観光担当室長

ただいま梶原委員より、本県の外国人観光客の受入状況についてお問合せを頂きました。

県内の外国人観光客の受入れにつきましては、県内旅行関係者に問い合わせましたところ、現在再開に伴った宿泊の予定は入っていない状況でした。県内旅行関係者の御意見といたしましては、受入れの上限人数が1日当たり2万人ですけれども、それは旅行目的以外のビジネス目的なども含んでおり、まだまだ限定的であると。あと、国から示されたガイドラインでは、添乗員付きパッケージツアーに限られていて、個人旅行が認められていない。ビザが必要である。さらに、受入可能な空港が羽田、成田、関西、中部、福岡の5空港に限定されており、地方の空港での受入れが認められていないなど制約が多いことから、国内でも空港周辺の特にメジャーな観光地が優先されている状況がうかがえました。

県としましては、今後とも国のインバウンド施策の動向を注視するとともに、宿泊施設をはじめ観光関連事業者と連携を密にしながら、国内外の観光客に安全・安心な旅を楽しんでいただけるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

梶原委員

まだまだというような感じですがけれども、今回は国のほうで受入人数を増やすに当たって新たなガイドラインを策定されたということですが、その新たなガイドラインがどういった内容なのかということと、また県内の観光地に来ていただくにはそのガイドラインをしっかりと守っていただかないといけないということで、現地での様々な注意事項ですね、様々な国の外国語表記でありますとか、その辺もやっていけないと思ひますが、その辺は県としてどういうふうに進めていくのか、教えていただきたいと思ひます。

泉観光政策課広域観光担当室長

ただいま、ガイドラインの内容とその周知、あと外国語表記のことについてお問合せを頂きました。

ガイドラインは、感染拡大防止のために留意すべき事項や陽性者発生時を含む緊急時の対応に関し、ツアーの造成から終了に至るまでの各段階で旅行業者、旅行サービス手配業者、添乗員、宿泊事業者等の観光関係者がとるべき対応について示されたものです。

具体的には、感染拡大防止のために留意すべき事項として、密を避けて感染拡大防止に配慮した行程の作成、添乗員に対する研修等の実施、ツアー参加者の行動履歴の保存、外

国語リーフレットの掲示といったものが、観光関係者のそれぞれが遵守すべきこととして示されています。

また、陽性者発生時を含む緊急時の対応としましては、医療機関や相談窓口等の情報共有、有症状者や陽性者が発生した場合の対応など遵守すべきことが示されています。

なお、ガイドラインや外国語リーフレットの周知につきましては、6月7日に国が公表された後、速やかに県内旅行関係者に遵守、徹底を呼び掛けたところであり、引き続きガイドラインの改定等に注視しながら国内外の関係者に安全・安心な旅を楽しんでいただけるよう、県内旅行関係者をはじめ関係部局とも連携し、しっかりと取り組んでまいります。

梶原委員

こういう国のガイドラインが出てそれに従わないといけないということで、現場のほうも外国語の表記とかを自前で作られたりしているところもあります。そういったところは、県のほうがしっかりとフォローしていただいて、不便を感じないように進めていただきたいと思います。

最後に、先ほど喜多委員からも出ましたけれども、阿波おどりが夏に3年ぶりに再開されるということで、県内外からたくさん人が来られると思います。それから3年後に大阪・関西万博がありますけれども、これから3年はあつという間に来ますから、やはりこの夏の阿波おどり再開に合わせて、大阪・関西万博で徳島もパビリオンを出すということです。しっかりその辺もこの機に乗じて少しでもアピールできればと思うのですが、その辺はどのように考えているのか、教えていただきたいと思います。

利穂観光政策課長

ただいま梶原委員から、徳島市の夏の阿波おどりにおきます大阪・関西万博のPRについてということで御質問いただきました。

万博を所管しております政策創造部によりますと、2025年の大阪・関西万博は徳島の魅力を世界に発信し、新たな人の流れを呼び込む千載一遇のチャンスということで、本県も関西広域連合のチャーターメンバーとして積極的に参加することとしております。

昨年度は、産・学・官・金・労・言の皆様にご参加を頂き、「大阪・関西万博とくしま」挙県一致協議会で議論がなされ、万博は「ゲートウェイ」、徳島「まるごとパビリオン」、県民が参加し、県民が創る万博をコンセプトに掲げる取組方針を取りまとめました。

今年度におきましては、知事を本部長とする万博発信戦略推進本部が設置されまして、県を挙げた取組のロードマップを決定いたしましたところです。

先ほど委員もおっしゃったとおり、開幕まであと3年を切る中で、万博への機運の醸成に取り組んでいるほか、万博を機にまるごとパビリオンと位置付けた徳島へ、国内外から多くの方に足を運んでいただくよう取り組んでいるところでございます。

商工労働観光部といたしましても、多くの方がお越しになりますこの夏の阿波おどりの期間は、観光政策課としても県庁の外来駐車場を県外ナンバーに開放していますので、そちらを御利用の皆様にご観光PRをしております。そのほか、臨時観光案内所等におきま

でもチラシ等で観光PRをしておりますので、その辺も一緒になって今後PRしていきたいと思っております。詳細につきましては、また万博推進課をはじめ関係機関とも連携しまして、夏の阿波おどりの機会を生かしまして多くの方々に徳島の取組を発信することができますよう進めてまいりたいと考えております。

梶原委員

3年を切っていますし、2026年にはホールもできまして、これからどんどんアフターコロナでまちづくりをしっかりとやっていただきたいと思っておりますので、どうぞ力を入れてやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

達田委員

本会議でお尋ねした件で、男女賃金格差の解消に向けての取組です。

7月から301人以上の事業所でこれを公開していく、開示するというようなことになっています。これは一つの前進だとは思いますが、301人以上といいますと、本会議でも御答弁がありましたように、徳島県内では大きな事業所ですから全体の事業所からすればほんの一握りかなという思いもするのです。

この開示するという意義、そして徳島県は県として、これは国の仕事だからということで主体的な取組というのではないのか。この点、意義と徳島県の取組についてお尋ねしたいと思います。

井上労働雇用戦略課長

ただいま、この度の女性版骨太の方針2022で示された男女間の賃金格差の公表に関する意義と、県として今後どういった取組をしていくのかといった御質問を頂きました。

今回の女性版骨太の方針2022におきましては、男女間の賃金格差の開示義務化が301人以上の事業所において定められたところでございます。この義務化につきましては、事業所が格差是正に向けた自主的な取組を進めますとともに、女性の求職者が働きやすく能力を思う存分発揮できる女性活躍の職場づくりを推進するものとして期待されているところでございます。この取組によりまして、女性の活躍を推進していくことが求められているところでございます。

また、この男女間の賃金格差につきましては、本年7月の施行をもって各事業所の実績に基づきまして順次情報が開示されることとなっております。例えば、事業年度が本年4月から翌年3月までの場合につきましては、事業年度が終了した令和5年4月以降に令和4年度の実績を公表することとなっているところでございます。

このため、まずはどういった事業所にどの程度の格差があるのか、情報収集に努めながらその内容を検討いたしますとともに、毎月連携会議を実施しております徳島労働局とも連携を密にしながら、賃金格差の解消につながる取組を推進してまいりたいと考えているところでございます。

また、今回の女性版骨太の方針2022におきましては、この公表の内容につきましては、現段階では男女の賃金の差異は全労働者について絶対額ではなく、男性の賃金に対する女性の賃金の割合で開示するというのみを明記されておりますことから、今後の詳細の

情報について注視してまいりたいと考えております。

達田委員

個々の賃金について公表ということではないわけで、大まかな面になるんですけども、今までこういう取組がされてこなかったという点から見ますと、一つの前進ではないかと思うのです。政府は、この取組状況を見て101人以上300人以下の事業所についても取組をするかどうかというのは、今後考えていくというようなことを言われております。

それで、徳島県において101人以上から300人以下の事業所はどれぐらいあるんでしょうか。

井上労働雇用戦略課長

ただいま達田委員から、101人以上の事業所は幾つあるのかという御質問を頂いたところでございます。

委員からお話もございましたが、女性版の骨太方針2022によりますと、常時雇用する労働者が101人から300人の事業所の公表については、今後の状況等を踏まえて検討を行っていくことが明記されているところでございます。

徳島県におきまして、常時雇用する労働者が101人以上の事業所数につきましては、労働局にお聞きいたしましたところ、令和3年度末時点におきましては医療法人や社会福祉法人なども含めまして256事業所となっているところでございます。

達田委員

101人以上300人までが256事業所ということですがけれども、徳島県の場合はやはり中小、小規模な事業所が非常に多いということで、これよりももっと少ない事業所のほうがまだまだ多いかと思うんです。しかし、大まかではあるけれども従業員数が多いところで開示されていくというようなことが、今はとても大事なことだと思いますので、この取組を通じて徳島県内の男女格差が解消されていくような方向に県も積極的に取り組んでいただきたいと思うんです。

今、これは国の労働局がやっている政策ですので、徳島県の男女賃金格差をなくしていくという意味で、県として取り組もうというような具体策は何かお考えをお持ちなんでしょうか。

井上労働雇用戦略課長

ただいま、今後どのように取り組んでいくのかというような御質問を頂きました。

県におきましては、県内の企業、団体等で働く女性の活躍を推進していくため、賃金格差の解消につながるキャリアアップを積極的に支援しておりますとともに、テレワークの推進による多様な働き方の拡大、またファミリー・サポート・センターの全県展開により、育児と仕事の両立に向けたワーク・ライフ・バランスの推進など、働きやすい環境づくりにも取り組んでいるところでございます。

また、こうした女性を対象とした取組に加えまして、意思決定の場に女性職員が参画しやすい職場風土の醸成や、企業の経営者や男性職員に対する啓発、意識改革の促進が重要

でありますことから、徳島はたらく女性応援ネットを開設いたしまして、働いている女性や働きたい女性向けのページのほか、男性、企業向けのページを作成し積極的に情報発信をしているところでございます。

今後とも、労働局や関係部局と連携をしながら様々な取組を推進することにより、女性活躍の推進に向け取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

ありがとうございます。賃金格差があるというのは様々な要因があるとは思いますが、女性の場合は実情として5人に2人ぐらいが非正規雇用なんです。家庭の事情とかいろいろな事情で短時間働くことが多いんですけども、短時間働いているからといって時給とか賃金に格差が付けられてはいけないと思うんです。

この格差がかなりあるなど女性を感じたとしても、これを雇用主に申し入れることがなかなか難しいと思うんです。やはりおかしいことはおかしいと言える状況を作っていくというのがとても大事なことだと思うんです。女性だから賃金が低いのは当たり前と思われている状況が、今までは大いにあると思います。

そして、声を上げると変わり者のように言われて、なかなかその声が高く上げられないという状況があるんです。勇気のある方が裁判に訴えたりされておりますけれども、裁判所によって判断が違うという例もございますので、男女賃金格差の解消が今まで確立されてこなかった面があるわけです。

そういう中で、企業が今どういう状況にあるのかを公表していきましょうということで、一部でもそういうことがされていくことは、一筋の光がちょっと見えてきたかなと思うんです。

県として積極的に取り組んでいただきたいと思うんですが、女性労働者と言うと何かジェンダーの考えから外れているような気もしますけれども、やはりその女性労働者に対して、それともう一つは企業さんに対して格差解消に向けて取り組んでいただく啓発ですね、先ほどもお話がありましたけれども、積極的に県として関わって行っていただきたいと思うんです。

というのは、国の組織と違って県はもっときめ細かな情報発信網があるわけですから、そういうのを大いに活用して労働者そして企業に対しての啓発を十分に行っていただきたいと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

井上労働雇用戦略課長

ただいま達田委員から、どのように啓発を行っていくのかというようなお話を頂いたところでございます。

県におきましては、先ほど申しましたように、はたらく女性応援ネットを開設いたしまして、女性向け、また男性、企業に対しまして周知啓発を実施しているところでございます。こういったツールを積極的に活用いたしまして、今後ともしっかり情報発信をしてまいりたいと考えております。

達田委員

ありがとうございます。ボーナスの時期ですけれども、基本給とかボーナスなどで格差があるということで、正社員の方がボーナスをもらってどこへ旅行に行こうとか、子供に何々買ってやろうとか、いろいろなお話をされている中で、ボーナスを受け取ることできない非正規の方が本当につらい思いをされているというか、そういう状況がなくなるようにしていかなければいけないと思うんです。

だから、国としては格差解消のために頑張りますとか言われても、具体的に職場が変わっていく、本当に職場が変わっていくという確証がないとなかなか希望が持てないと思うんです。ボーナスの時期になると下を向いて、つらい思いをするというような、そういう労働者の方がいなくなるような取組を是非していただきたいと思うんです。

やはり県として、国に対して格差解消のためにこういう点を頑張ってくださいと言っていくことが、労働者がものを言っていくというのは大事なんですけれども、県として国に対してきちんと対策を立てていただいて、そしてこれよりもっと発展させてくださいということをして是非言っていただきたいと思うんですけれども、その点をお聞きしておきたいと思います。

井上労働雇用戦略課長

今回の骨太の方針2022では、県においてもしっかりと取組を推進していくことが求められております。

また、各県におきましても様々な取組を行ってございまして、そういった部分の情報共有もこれからしっかりとされていくものというふうに考えております。そういった連携をしっかりとしながら、今後とも積極的な女性活躍に向けた取組を行っていきたくと考えております。

達田委員

2020年4月に働き方改革関連法で、基本給とかボーナスとかの不合理な待遇差があってはならないと禁じているわけですけれども、実際は不合理な待遇差ではないと言われて、待遇差を付けているということも多いと思うんです。その点は抜け道にならないように、国に対してしっかりと改善をと言っていたいただきたいとお願いしておきたいと思います。

それでもう1点ですけれども、先ほどもお尋ねがありましたプレミアム食事券です。

私のところにも問合せとかがありまして、これっていつ買えるんですかとか、いろいろあるんですけれども、今コロナ禍でもう約3年も外へなかなか出られない、旅行もできない、お食事に行くといってもコロナが心配でなかなか行けないということで、お食事券はすごく期待されているんです。

今、プレミアムのいろんな券が、今回は県によって発行されますけれども、大いに期待されていると思います。それで、この食事券は5,000円で、500円券が15枚つづりということですが、あの店でもこの店でも食べてみたいわといった場合に、この5,000円分を店の数だけ買わないかんということになるわけですね。

出口商工政策課長

ただいま達田委員より、今回発行するとくしまグルメプレミアム食事券の利用方法につ

いての御質問でございます。

事前委員会でも御説明しましたとおり、今回発行する食事券は店舗指定型ということで、そのメリットとして、まずは5,000円を購入者がその飲食店で支払うということから、キャッシュフローが回っていくということ。あと、店舗さんから見れば、常連の方はもとよりいろんな創意工夫した営業の仕方によって、新たな顧客獲得のチャンスになるという利点がございます。あと、運営上としても、非常に換金コストなんかは低減されるような仕組みになってございます。

そのようなことから、今回は店舗指定型とさせていただきます、まずは一人当たり5セットをお申込みの上限とさせていただきますので、なるべく分散するように地元のいろんなお店の中からチョイスしていただいて食事を楽しんでいただいて、コロナ禍がもう3年目を迎えますけれども、非常に飲食業界が苦しい状況にあります。その経営にも一役買っていただければ有り難いと考えております。

達田委員

ありがとうございます。できるだけセットをたくさん買っていただくということが望ましいかと思えます。

それで、今回は抽選ということ。ウェブで申込みをする方、はがきで申込みをする方でどのような抽選をするのかなと思うんですけど、どんなんでしょうか。

出口商工政策課長

ただいま達田委員より、食事券の抽選の方法についての御質問を頂きました。

まず、この食事券は7月8日をめぐりに参加いただける飲食店を特設のホームページ内で公開させていただきます。それから、7月8日から22日までの15日間、県民の皆様からその掲載店舗の中からお好みの店の購入予約をしていただきます。

それで、この購入予約につきましてはオンラインの方法とはがき郵送の方法がございます。郵送の方法につきましても、運営事務局のほうに到着しましたら全てデータベースの中に情報を格納します。40万セットをオーバーするような多数の御予約を頂いた場合は、機械的に一定のランダム関数とか、まだ方式は決まっていませんけれども、公平性が保たれるような機械的な手法でもって抽選させていただきたいと考えております。

なお、ほかのプレミアム交通券であるとか生活衛生クーポンにつきましても、同様に機械的に抽選させていただいていると聞いております。

達田委員

抽選といいますと、昔ながらのはがきを取り出すような抽選が頭に浮かぶものですか、今は機械的にランダムに抽選をしていくということで、はがきで送った方のデータ、またそのお仕事が大変だと思うんですけども、申込みをした人にはほとんど当たるようになればいいなと思えます。

それで、このお食事券の中でこの店舗が閉店したり廃業となった場合は利用できませんと、返金もできませんということになっているんです。廃業とか閉店になってしまった場合は、残念ですけども使えなくなったわと、こんなお店が出ないように願っているんで

すけれども、ないとは限りません。

これは買って損したわで終わってしまうということでしょうか。

出口商工政策課長

ただいま達田委員より、この食事券購入後に、非常に残念ではあるんですけれども、購入した飲食店のほうが廃業とか閉店した場合、返金がないというふうにフライヤーの中では書かせていただいております。その場合の救済措置についての問合せがございました。

現在、他県でも国の農林水産省がやったG o T o イート事業や、過去の日本商工会議所がイニシアチブを取ったみらい飯、また信州にしても鳥取にしても県単でこのような食事券が発行されております。それぞれ全て同様に、こういうふうなリスクの可能性をはらみながらも事業を遂行しております。現在同様の書きぶりでフライヤーのほうに記載させていただいて周知させていただいております。

ほかの県のやり方をできるだけ勉強させていただきながら、双方がなるべくいいような方法がもしあるならば、それも勉強させていただきたいと考えておりますけれども、今は委員のおっしゃるとおり廃業、休業になった場合は返金できませんという扱いでスタートさせていただいております。

達田委員

いかにも廃業するかもしれないというような、そういうところというのはなかなか分かりませんよね。ただ、私も経験がありますけれども、割と大きなお店でお客もたくさん入っていたはずなのに、次に行ったらもうなかったということがあられるわけです。ですから、利用者のほうで予測するということは、なかなか無理な話だと思うんです。

せめて2,500円分のお得な分は別としても、お支払いになった分が無駄になってしまったということがないような方法を是非考えていただきたいと思いますので、この点をお願いして終わりたいと思います。

井上労働雇用戦略課長

先ほど達田委員から御質問のありました101人から300人の事業所が幾つあるのかという御質問で、少し補足の説明をさせていただきます。

先ほど答弁させていただきました256事業所につきましては、101人以上の事業所数でございます。内訳を申しますと101人から300人までが191事業所、301人以上が65事業所となっております。

寺井副委員長

先ほどから観光については質問が出たようでございますけれども、私のほうから1点だけです。御存じのとおり、四国のみちというのがあるわけですが、これを観光でどのように商工労働観光部で取り扱っているのか、お聞きします。

利穂観光政策課長

ただいま寺井副委員長から、四国のみちについて商工労働観光部としてどのように取り

組んでいるのかという御質問を頂きました。

所管しております危機管理環境部によりますと、雄大な渦潮を望む鳴門公園を起点とし、四国を1周して板野町に至る四国のみちは、美しい風景や歴史文化に触れることができる自然豊かな遊歩道であるということで、本県では渦潮の見える道をはじめ24ルート、全延長320キロメートルが整備されております。

昭和56年度から平成元年までかけて歩道や標識等の施設が整備され、既に30年余り経過しているため、この魅力ある自然歩道として再整備を図る必要があることから、昨年度は全ルートの現地調査によりまして通行困難箇所の特特定をしまして、倒木の撤去や軽微な修繕のほか、ルート変更や代替コースの設定などを行い通行可能となっていると伺っております。

さらには、今年度は市町村、ウォーキング、山岳、遍路団体、観光団体等で構成される四国のみち魅力向上協議会の意見も取り入れながら、四国の豊かな自然、歴史文化を楽しみ、地域の魅力発信や利便性の向上につながるルートへの磨き上げ、幅広い年齢層の皆様が利用したくなるような情報の多様な媒体での発信等について検討を進めるとともに、現在、四国のみちの適切な維持管理を図るため、地元市町村と意見交換を実施しまして情報の共有と連携強化を図っていると伺っております。

商工労働観光部としましては、四国のみちがウォーキングイベントや千羽海崖のトレイルランニングのように、地域の魅力を生かしたイベントの舞台、また身近で手軽なウォーキング、トレッキングの観光素材としまして利用促進をしていくことは大変重要であると考えております。

今後とも、危機管理環境部と連携しまして、四国の道を活用した観光誘客が図れますよう取り組んでまいりたいと考えております。

寺井副委員長

これからそういうふうな格好で危機管理環境部と取り組んでいくということですが、観光地として商工労働観光部としてはどういうことがしたいのか。

利穂観光政策課長

このコロナ下により、ウォーキングでありますとかトレッキング、それからサイクリング等々、アウトドアの観光といいますか体験が徐々に人気が出ておりますので、その辺を地域連携DMO、例えば徳島でしたらイーストとくしま観光推進機構がございます。それから南でしたら、四国の右下観光局、西でしたら、そらの郷がございますので、そこら辺と連携しながら、その自然を生かした四国のみちをはじめ、いろんな自然の道があると思いますので、トレッキングコースでありますとか、そこら辺をつなげて周遊性を高めていきたいと考えております。

寺井副委員長

コロナが終われば、健康も含めてそういう観光というか、そのようなことをやってみたい人はたくさんいると思います。課をまたいでなのでなかなか難しいかもしれませんが、やっぱりせつかくの観光資源なんで生かしてほしいんです。

商工労働観光部でも、パンフレットを含めてそういうようなことを積極的に取り組んでいただければ非常に有り難いというふうに思います。

また、四国のみち以外に遍路道があります。かぶってくるわけでしょうけれど、今までは取り組んでいないのか、どういうふうに取り組むかは知りませんが、やっぱり観光資源として再確認をしていただいて、しっかりと利用客に利用してもらえるように力を入れてほしいと思います。

原委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

商工労働観光部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、商工労働観光部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第2号

以上で、商工労働観光部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の経済委員会を閉会いたします。（12時03分）